

第2章 基準病床数の見直し

「千葉県保健医療計画 第1編 第3章 第3節 2 基準病床数 (1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数 (64 ページから 65 ページ)」を以下のとおり修正するとともに、「参考 基準病床数の算定方法 (2) 特例による加算 (医療法施行令第5条の2 第2項)」(475 ページから 476 ページ) は、削除します。

第3節

2 基準病床数

(1) 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床数

二次保健医療圏における療養病床及び一般病床の基準病床数を医療法施行規則第30条の30 第1項に規定する算定方法(以下、算定基準という。)等により、次表のとおり定めます。

ただし、今後、千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏では、高齢者人口の増加により入院需要が大きく伸びることが見込まれ、令和7年における病床数の必要量(必要病床数)は、既存病床数を大きく上回っています。このため、今後の入院需要の増加に適切に対応していくとともに、令和7年までの地域医療構想の実現に向け、追加的な病床整備を図ることとし、これらの保健医療圏における基準病床数については、厚生労働大臣へ協議を行い、その同意を得られた数を基準病床数としています。(医療法施行令第5条の2 第2項)

ア 算定の考え方

令和7年の地域医療構想の実現に向け、早期の病床整備着手により確実な病床確保を期するため、令和7年までの必要病床数の確保を目指します。

イ 基準病床数の算定

基準病床数＝必要病床数－職域等の病床数^{注1}

注1：病床の開設許可において比較する既存病床数は、医療法施行規則第30条の33及び「千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」において補正しており、放射線治療病室の病床や医療型障害児入所施設等の特例の用途に使用する病床が除外されており基準病床数についても同様です。一方、必要病床数の算定においては、このような病床に関する医療需要を除外していないため、特例による基準病床数については、職域等の病床数を必要病床数から除き算定します。

図表 1-3-3-2-1 療養病床及び一般病床に係る基準病床数等

保健医療圏	基準病床数 (床)	既存病床数 (床) ^{注2}	差し引き (床)
	A	B	B - A
千葉	8,097	7,915	▲182
東葛南部	13,010	11,733	▲1,277
東葛北部	11,619	10,576	▲1,043
印旛	4,342	6,270	1,928
香取海匝	2,284	2,808	524
山武長生夷隅	2,717	3,306	589
安房	1,694	2,081	387
君津	2,479	2,543	64
市原	2,007	2,128	121
計	48,249	49,360	1,111

注2：既存病床数は、令和3年10月1日現在の開設許可病床数に、放射線治療病室等の病床について、「千葉県病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」第3条の規定等により所要の補正を行った上で、配分済みの病床数を加えたものです。

また、有床診療所の療養病床及び一般病床については、医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に該当する場合、千葉県医療審議会の意見を聴いて、知事が必要と認める場合は、届出により病床を設置することができます。